

子どもの権利条約といじめ

1833046 藪崎 智香

高橋克ゼミ

要旨

子どもの権利を大きく分けると、生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利がある。

子どもの権利というのにいじめからこどもが守られていない、法務省で子どもの人権を守りましようと言っているのに、子どもの権利にいじめに関する条項が書かれていない。

では、どのようにしたらいじめを減らすことができるだろうか。

まず、指導する教員としてのいじめへの心構えである。人権意識は他者を慈しむ心から生まれる。いじめは他者を蹴落とし自身が有利な立場にあることで安心すること。野生の生存能力の発露とも考えられる。

常に児童生徒の観察を怠らず、少しの変化にでも声掛けを行って生徒たちの心の変化を見逃さない。

生徒の変化を1人で抱え込むのではなく、複数の教員で情報共有や、対応を話し合う体制づくりも重要である。

次に、いじめを受けたと感じる人への行動指針として、文部科学省が、統計上の基準として、「いじめ」を「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と定義している。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場になって行うこととし、又、起こった場所は学校の内外を問わないとされているように、いじめは、いわゆる被害者本位のものであるから、いじめの助長を恐れないで、申告・告発する。自分一人や、家庭だけではなく、警察にも現状を訴えるべきである。

子どもの人権を守るというのなら、人々が協力して、皆が子どもの人権といじめについてよく知り、子どもの権利についての理解を深める必要がある、そして子どもの権利がもっと幅広く適用されるべきである。